

理事報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の理事報酬及び退職慰労金の支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 理事の報酬

(報酬)

第2条 理事の報酬は、定額報酬と執務に従事した際の執務手当の二種とする。

(報酬額の限度)

第3条 各理事ごとの定額報酬の限度額は次のとおりとする。ただし、専務理事については、その都度、社員総会で決定する。

役 職	支 給 額
理事長	年240万円以内で理事会において決議した額
副理事長	年144万円以内で理事会において決議した額
専務理事	社員総会で決議した額
常任理事	年90万円以内で理事会において決議した額
理事	年48万円以内で理事会において決議した額

2 執務手当の限度額は、1日12,000円以内とし、理事会で決議した額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事の定額報酬は、前条第1項において定めた額を月額に換算して毎月25日に、その者の指定した銀行口座に振り込み支給する。

2 執務手当の支給は、発生の都度現金での支給を原則とするが、一定額をまとめてその者の指定した銀行口座に振り込み支給することができる。

(定額報酬の期間計算)

第5条 理事の定額報酬は、毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。

2 理事の退職した時期が前項で定める1月の中途であった場合の定額報酬は、退職した日が当該月の5日以前であったとき又は就職した日が6日以降であったときは、当該月については、第4条第1項において定める月額報酬の半額とする。

第2章 退職慰労金

(退職慰労金)

第6条 本協会の理事が退職したときは、この規則の定めるところにより理事会の決議を得て退職慰労金を支給する。ただし、理事在職中の役職の変更については退職の取扱いをしないものとする。

(退職慰労金の額)

第7条 退職慰労金は、1任期当たりその役職に対する定額報酬年額の1/2を支給する。ただし、在任期間が1任期に満たないときは1任期とする。

2 在任期間が2任期以上にわたり、かつ、二種以上の役職にあったときは、役職ごとの定額報酬年額を基礎として退職慰労金を計算するものとする。

(会計)

第8条 退職慰労金は、役員退職慰労預金から支給する。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

監事報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の監事の報酬及び退職慰労金の支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 監事の報酬

(報酬)

第2条 監事の報酬は、定額報酬と執務に従事した際の執務手当の二種とする。

(報酬額の限度)

第3条 監事の定額報酬の限度額は、監事一人につき年30万円以内とし、各監事の額は社員総会の決議により定める。

2 執務手当の限度額は、監事一人につき1日12,000円以内とし、各監事の額は、社員総会の決議により定める。

(報酬の支給方法)

第4条 定額報酬は、第3条において定めた額及び前条第1項の額を月額に換算して毎月25日に、その者の指定した銀行口座に振り込み支給する。

2 執務手当の支給は、発生の都度現金での支給を原則とするが、一定額をまとめてその者の指定した銀行口座に振り込み支給することができる。

(定額報酬の期間計算)

第5条 定額報酬は、毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。

2 監事の退職した時期が前項で定める1月の中途であった場合の定額報酬は、退職した日が当該月の5日以前であったとき又は就職した

日が6日以降であったときは、当該月については、第3条において定める月額報酬の半額とする。

第2章 監事の退職慰労金

(退職慰労金)

第6条 本協会の監事が退職したときは、この規則の定めるところにより退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の額)

第7条 退職慰労金は、1任期当たり監事定額報酬年額の12分の2を支給する。ただし、在任期間が1任期に満たないときは1任期とする。

(会計)

第8条 監事の退職慰労金の会計は、役員退職慰労預金から支給する。

(規則の改廃)

第9条 この規則を改廃するには、社員総会の決議を要する。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。